明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○国際復興開発銀行への加盟に伴う国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令（**財務**七）　一

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（**法務**五四）　二

○保安林の指定をする件（**農林水産**三九九～四〇三）　二

○保安林の指定を解除する件（**同**四〇四～四一〇）　三

○農薬を登録した件（**同**四一一、四一二）　四

○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（**海上保安庁**六）　五

○都市計画に関する件（**北陸地方整備局**一一）　五

○都市計画に関する件（**近畿地方整備局**一九～二七）　六

○都市計画に関する件（**四国地方整備局**一一）　六

〔国会事項〕　六

〔人事異動〕

法務省　最高裁判所　七

〔公　告〕

諸事項

官庁

有権者申出方、弁理士懲戒処分関係　七

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　七

会社その他　三

省令

○財務省令第七号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項及び第二項並びに国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号）第十条の二第三項において準用する同法第十条第六項の規定に基づき、国際復興開発銀行への加盟に伴う国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十三日　財務大臣　加藤　勝信

国際復興開発銀行への加盟に伴う国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令

国際復興開発銀行への加盟に伴う国債の発行等に関する省令（昭和四十五年大蔵省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（国債の名称） **第一条**　国際復興開発銀行（以下「銀行」という。）に出資し又は拠出するため、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号。以下「法」という。）第十条第二項又は第十条の二第二項の規定により発行する国債は、国際復興開発銀行通貨代用国庫債券、国際復興開発銀行地球環境基金拠出国庫債券、国際復興開発銀行気候投資基金拠出国庫債券、国際復興開発銀行ウクライナ復旧・復興基金拠出国庫債券又は国際復興開発銀行ポートフォリオ保証プラットフォーム信託基金拠出国庫債券（以下「通貨代用国庫債券」と総称する。）とする。 （国債が返還された場合の措置） **第九条**　政府は、銀行から国際復興開発銀行ポートフォリオ保証プラットフォーム信託基金拠出国庫債券が返還された場合は、直ちに、これを消却するものとする。	（国債の名称） **第一条**　国際復興開発銀行（以下「銀行」という。）に出資し又は拠出するため、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号。以下「法」という。）第十条第二項又は第十条の二第二項の規定により発行する国債は、国際復興開発銀行通貨代用国庫債券、国際復興開発銀行地球環境基金拠出国庫債券、国際復興開発銀行気候投資基金拠出国庫債券又は国際復興開発銀行ウクライナ復旧・復興基金拠出国庫債券（以下「通貨代用国庫債券」と総称する。）とする。 ［条を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。